

第21回

農業委員会総会会議録

令和8年2月27日(金)

せたな町農業委員会

## せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年2月27日(金) 午後1時30分から 1時55分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(2人)

2番	玉	木	久	志
6番	阿	部	紹	子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の変更について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
第7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

## 7. 会議の概要

- 【開会宣言】**
- 事務局長 ただいまより第21回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 皆さん大変どうもご苦勞様でございました。  
最近は大変天気が良く、融雪も進んでおります。だいぶ地面も見えるようになってきました。  
そういった中で、農協関係等の行事関係も立て込んできております。大変忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
- 会長 本日は、議案第5号まで案件がございます。  
慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。  
本日、2番玉木委員、6番阿部委員より欠席の届出がございました。  
只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。  
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
- 議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
- 【日程第1 会議録署名委員の指名について】**
- 議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番渥美委員、13番大口委員を指名いたします。この指名は、第21回総会開会中といたします。
- 【日程第2 会期の決定について】**
- 議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
- 【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】**
- 議長 「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権、使用貸借権の移転申請及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

番号 4 番。譲渡人が、[redacted]、[redacted] さん。譲受人が、[redacted]、[redacted] さん。

所在につきましては、[redacted]、現況地目は田と畑、面積が [redacted] m<sup>2</sup>、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が [redacted] 円となっております。評価額を元に算出しております。売買価格が [redacted] 円でございます。理由につきましては、農地を買い取り、営農に励みたいためでございます。こちらは、12 月総会で [redacted] さんと [redacted] さんが売買した所で、その際漏れていた土地でございます。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が、[redacted]、[redacted] さん。借主が、[redacted]、[redacted] さん。

所在につきましては、[redacted] の計 23 筆、現況地目は畑、面積が合わせまして [redacted] m<sup>2</sup>、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、契約期間は 10 年間でございます。理由につきましては、父から農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

番号 6 番。譲受人が、[redacted]、[redacted] さん。譲渡人が、[redacted]、[redacted] さん。

所在につきましては、[redacted]、[redacted] の計 2 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [redacted] m<sup>2</sup>、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、契約期間は 10 年間でございます。理由につきましては、父から農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

先月も [redacted] 親子の使用貸借契約がございましたが、[redacted] さんのお父様の [redacted] さんの名前で残っていた土地を相続登記されましたので、改めて息子さんとの使用貸借契約をしたものでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。  
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第5条による許可申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第5条による許可申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。  
こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会会長専決により許可を行う。

令和8年2月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料7ページをご覧ください。

番号2番。貸主が[ ]、[ ]さん。借主が[ ]、[ ]、[ ]、[ ]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[ ]、地目は田、面積が[ ] $m^2$ の内[ ] $m^2$ 。[ ]、地目は田、面積が[ ] $m^2$ の内[ ] $m^2$ 、面積が合わせまして[ ] $m^2$ でございます。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[ ] $m^2$ 、保安区域が[ ] $m^2$ 、採取数量が[ ] $m^3$ 、転用期間は令和8年4月1日から令和9年12月20日、位置図・配置図につきまして

事務局

は、8ページの図1のとおりでございます。

写真ですと、掘削区域と保安区域に分けられておりませんが、申請地の外周部分が保安区域となりまして、その内側から掘削するイメージとなっております。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は1年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料12ページをご覧ください。

番号3番。貸主が[ ]、[ ]さん。借主が[ ]、[ ]、[ ]、[ ]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[ ]、地目は畑、面積が[ ]㎡の内[ ]㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[ ]㎡、保安区域が[ ]㎡、採取数量が[ ]㎡、転用期間は令和8年4月1日から令和8年12月20日、位置図・配置図につきましては、13ページの図2のとおりでございます。

こちらの申請地につきましても、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件も1年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

ここで、暫時休憩とします。

(約1分30秒休憩)

議長

休憩を解き、会議を再開します。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の変更について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の変更について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。  
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしく願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の変更について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。  
令和 8 年 1 月 30 日開会第 20 回せたな町農業委員会総会において審議した農用地利用集積等促進計画案については、別紙のとおり内容を変更し北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。  
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。  
令和 8 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 17 ページをご覧ください。  
番号 3・7 番。利用権の設定等を受ける者、  
さん。利用権の設定等をする者、  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
の計 9 筆、面積が合わせまして  
㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2026 年 3 月、対価の支払期限が 2026 年 3 月 31 日、水田の単価は 円。売買価格は 円でございます。

事務局 1 月 30 日の第 20 回総会において審議されましたが、用悪水路が農振地域外であったことから農地利用集積等促進計画での売買はできなかったため、用悪水路を除外した計画へ変更しようとするものです。こちらの計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。  
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。  
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。  
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。  
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。  
令和 8 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 19 ページをご覧ください。  
番号 19・24 番。利用権の設定等を受ける者、  
  
さん。利用権の設定等をする者、  
  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
  
、  
、  
の計 5 筆、面積が合わせまして  $\text{m}^2$ 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 3 月から 2028 年 3 月までの 2 年間、単価が  $\text{円}$ 、賃貸価格は  $\text{円}$ 、継続でございまして。

事務局 資料 20 ページをご覧ください。  
番号 20・25 番。利用権の設定等を受ける者、  
  
  
さん。利用権の設定等をする者、  
  
、  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
  
、  
、  
の計 4 筆、面積が合わせまして  $\text{m}^2$ 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 3 月から 2029 年 3 月までの 3 年間、単価が  $\text{円}$ 、賃貸価格は  $\text{円}$ 、継続でございまして。

事務局 資料 21 ページをご覧ください。  
番号 21・26 番。利用権の設定等を受ける者、  
  
  
さん。利用権の設定等をする者、  
  
、  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
  
、  
の計 3 筆、面積が合わせまして  $\text{m}^2$ 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 3 月から 2027 年 3 月までの 1 年間、単価が  $\text{円}$ 、賃貸価格は  $\text{円}$ 、継続でございまして。





(異議なし)

議長

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第21回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会  
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 4 月 30 日

会議録署名委員

12番

渥美 光成

13番

大口 寧

議長

原 田 嘉博